

KDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービス 契約約款

平成28年5月21日

KDDI 株式会社

目 次

第1章 総則

- 第1条 約款の適用
- 第2条 約款の変更
- 第3条 用語の定義

第2章 KDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービスの種類等

- 第4条 KDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービスの品目等

第3章 KDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービスの提供区域

- 第5条 KDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービスの提供区域

第4章 契約

- 第6条 契約の単位
- 第7条 共同契約
- 第8条 契約者回線の終端
- 第9条 収容区域及び加入区域
- 第10条 KDDI AreaEthernet ライト (CTC) 契約申込の方法
- 第11条 KDDI AreaEthernet ライト (CTC) 契約申込の承諾
- 第12条 最低利用期間
- 第13条 品目等の変更
- 第14条 契約者回線等の移転
- 第15条 契約者回線の異経路
- 第16条 その他の契約内容の変更
- 第17条 利用の一時中断
- 第18条 利用権の譲渡の禁止
- 第19条 契約者が行うKDDI AreaEthernet ライト (CTC) 契約の解除
- 第20条 当社が行うKDDI AreaEthernet ライト (CTC) 契約の解除
- 第21条 その他の提供条件

第5章 契約者回線群の設定等

- 第22条 契約者回線群の設定
- 第23条 契約者回線群の変更等
- 第24条 契約者回線群の廃止

第6章 端末設備の提供等

- 第25条 端末設備の提供
- 第26条 端末設備の移転
- 第27条 端末設備の利用の一時中断

第7章 回線相互接続

- 第28条 当社又は他社の電気通信回線の接続

第8章 利用中止等

第29条 利用中止

第30条 利用停止

第9章 通信等

第31条 通信利用の制限等

第10章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

第32条 料金及び工事に関する費用

第2節 料金等の支払義務

第33条 定額利用料の支払義務

第34条 工事費の支払義務

第35条 線路設置費の支払義務

第36条 設備費の支払義務

第3節 料金の計算等

第37条 料金の計算方法等

第38条 料金等の支払いの連帯責任

第4節 割増金及び遅延損害金

第39条 割増金

第40条 遅延損害金

第11章 保守

第41条 契約者の維持責任

第42条 契約者の切分責任

第43条 修理又は復旧の順位

第12章 損害賠償

第44条 責任の制限

第45条 免責

第13章 雑則

第46条 承諾の限界

第47条 利用に係る契約者の義務

第48条 他人に使用させる場合の契約者の義務

第49条 契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等

第50条 技術的事項及び技術資料の閲覧

第51条 法令に規定する事項

第52条 閲覧

第53条 附帯サービス

別記

- 1 KDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービスの提供区域等
- 2 契約者の地位の承継
- 3 契約者の氏名等の変更
- 4 契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等
- 5 自営端末設備の接続
- 6 自営端末設備に異常がある場合等の検査
- 7 自営電気通信設備の接続
- 8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査
- 9 当社の維持責任
- 10 新聞社等の基準
- 11 技術資料の項目
- 12 調査報告書の作成
- 13 支払証明書の発行

料金表

通則

- 第1表 KDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービスの料金
- 第2表 工事に関する費用
- 第3表 保守作業 (有料サポート) に関する費用
- 第4表 附帯サービスに関する料金

別表

基本的な技術的事項

附則

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社はこのKDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これによりKDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービス（当社がこの約款以外の契約約款等を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

(注) 本条のほか、当社は、KDDI Area Ethernetライト(CTC)サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、事業法施行規則第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページにその内容を掲示します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 KDDI AreaEthernet ライト (CTC) 收容網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてイーサネットフレームにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 KDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービス	KDDI AreaEthernet ライト (CTC) 收容網を使用して行う電気通信サービス
5 KDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービス取扱局	電気通信設備を設置し、それによりKDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービスを提供する当社の事業所
6 KDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービス取扱所	KDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービスに関する業務を行う当社の事務所
7 收容局設備	KDDI AreaEthernet ライト (CTC) 收容網に所属するKDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービス取扱局に設置される電気通信設備

8 KDDI AreaEthernet ライト (CTC) 契約	当社からKDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービスの提供を受けるための契約
9 契約者	当社とKDDI AreaEthernet ライト (CTC) 契約を締結している者
10 契約者回線	KDDI AreaEthernet ライト (CTC) 契約に基づいて収容局設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信設備
11 契約者回線等	契約者回線及び当社が設置する契約者回線に係る端末設備
12 契約者回線群	KDDI AreaEthernet ライト (CTC) 収容網を使用して相互に通信を行うことのできる契約者回線により構成される回線群
13 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
14 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
15 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
16 技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び端末設備等の接続の技術的条件
17 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 KDDI AreaEthernet ライト（CTC）サービスの種類等

（KDDI AreaEthernet ライト（CTC）サービスの品目等）

第4条 当社が提供するKDDI AreaEthernet ライト（CTC）サービスには、料金表第1表（KDDI AreaEthernet ライト（CTC）サービスの料金）に規定する品目及び細目があります。

2 当社は、当社が指定するKDDI Area Ethernetライト（CTC）サービス取扱所において、KDDI Area Ethernet ライト（CTC）サービスのサービス提供地域を閲覧に供します。

第3章 KDDI AreaEthernet ライト（CTC）サービスの提供区域

（KDDI AreaEthernet ライト（CTC）サービスの提供区域）

- 第5条 当社のKDDI AreaEthernet ライト（CTC）サービスは、別記1に定める提供区域において提供します。
- 2 当社は、当社が指定するKDDI Area Ethernet ライト（CTC）サービス取扱所において、KDDI Area Ethernet ライト（CTC）サービスのサービス提供地域を閲覧に供します。

第4章 契約

(契約の単位)

第6条 当社は、契約者回線1回線ごとに1のKDDI AreaEthernet ライト (CTC) 契約を締結します。

(共同契約)

第7条 当社は、1の契約者回線について、契約者が2人以上となるKDDI AreaEthernet ライト (CTC) 契約（以下「共同契約」といいます。）を締結します。

2 前項の場合、契約者のうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

(契約者回線の終端)

第8条 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に回線終端装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2 契約者が指定することができる契約者回線の終端の場所は、当社が別に定めるKDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービス取扱局の收容区域内に限ります。

3 当社は、前項の地点を定めるときは、契約者と協議します。

(收容区域及び加入区域)

第9条 当社は、料金表第1表 (KDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービスの料金) に定めるところにより收容区域及び加入区域を設定します。

2 当社は、当社が指定するKDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービス取扱所においてその收容区域及び加入区域を閲覧に供します。

(KDDI AreaEthernet ライト (CTC) 契約申込の方法)

第10条 KDDI AreaEthernet ライト (CTC) 契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をKDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービス取扱所に提出していただきます。

(1) KDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービスの品目及び細目

(2) 契約者回線の終端の設置場所

(3) 所属する契約者回線群

(4) その他KDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービスの内容を特定するため必要な事項

(KDDI AreaEthernet ライト (CTC) 契約申込の承諾)

第11条 当社は、KDDI AreaEthernet ライト (CTC) 契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのKDDI AreaEthernet ライト (CTC) 契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。

(2) KDDI AreaEthernet ライト (CTC) 契約の申込みをした者がKDDI AreaEthernet ライト

ト（CTC）サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（3）第22条（契約者回線群の設定）に規定する契約者回線群がないとき。

（4）その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（最低利用期間）

第12条 KDDI AreaEthernet ライト（CTC）サービスについては、料金表第1表（KDDI AreaEthernet ライト（CTC）サービスの料金）に定めるところにより最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、KDDI AreaEthernet ライト（CTC）サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。

3 契約者は、前項の最低利用期間内にKDDI AreaEthernet ライト（CTC）契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表（KDDI AreaEthernet ライト（CTC）サービスの料金）に規定する額を支払っていただきます。

（品目等の変更）

第13条 契約者は、KDDI AreaEthernet ライト（CTC）サービスの品目及び細目の変更の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第11条（KDDI AreaEthernet ライト（CTC）契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（契約者回線の移転）

第14条 契約者は、契約者回線の移転の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第11条（KDDI AreaEthernet ライト（CTC）契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（契約者回線の異経路）

第15条 当社は、当社の業務の遂行上支障がない場合において、契約者の請求に基づき、その契約者回線を通常の経路以外の当社が指定する経路（以下「異経路」といいます。）により設置します。

（その他の契約内容の変更）

第16条 当社は、契約者から請求があったときは、第10条（KDDI AreaEthernet ライト（CTC）契約申込の方法）第4号に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第11条（KDDI AreaEthernet ライト（CTC）契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

（利用の一時中断）

第17条 当社は、契約者から請求があったときは、KDDI AreaEthernet ライト（CTC）サービスの利用の一時中断（そのKDDI AreaEthernet ライト（CTC）サービスに係る電気通信設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(利用権の譲渡の禁止)

第18条 利用権(契約者がKDDI AreaEthernet ライト(CTC)契約に基づいてKDDI AreaEthernet ライト(CTC)サービスの提供を受ける権利をいいます。)は、譲渡することができません。

(契約者が行うKDDI AreaEthernet ライト(CTC)契約の解除)

第19条 契約者は、KDDI AreaEthernet ライト(CTC)契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめKDDI AreaEthernet ライト(CTC)サービス取扱所に書面により通知して頂きます。

(当社が行うKDDI AreaEthernet ライト(CTC)契約の解除)

第20条 当社は、次の場合には、そのKDDI AreaEthernet ライト(CTC)契約を解除することがあります。

- (1) 第32条(利用停止)の規定によりKDDI AreaEthernet ライト(CTC)サービスの利用停止をされた契約者がなおその事実を解消しないとき。
 - (2) そのKDDI AreaEthernet ライト(CTC)契約に係る契約者回線群について、第24条(契約者回線群の廃止)に規定する契約者回線群の廃止があった場合であって、第23条(契約者回線群の変更等)第1項に規定する所属先の変更の請求を行わないとき。
- 2 当社は、契約者が第30条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項第1号の規定にかかわらず、KDDI AreaEthernet ライト(CTC)サービスの利用停止をしないでそのKDDI AreaEthernet ライト(CTC)契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定により、そのKDDI AreaEthernet ライト(CTC)契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第21条 KDDI AreaEthernet ライト(CTC)契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第5章 契約者回線群の設定等

（契約者回線群の設定）

第22条 KDDI AreaEthernet ライト (CTC) 契約の申込みをする者は、所属する契約者回線群を指定していただきます。

- 2 前項の場合において、当社は、その契約者回線群に係る回線群代表者（その契約者回線群に係る契約者であって、契約者回線群の設定、変更又は廃止の手続き等を代表できる契約者をいいます。以下同じとします。）の承諾が得られない場合を除いて、その申込みに係るアクセス回線をその指定のあった契約者回線群に設定します。
- 3 前項の場合において、その設定が契約者回線群を新設するものであるときは、その契約者回線群に係る契約者の中から回線群代表者を指定して、KDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービス取扱所に届け出ていただきます。
- 4 当社は、前3項により契約者回線群を設定する場合は、1の契約者回線群ごとに、契約者回線群識別番号（契約者回線群を識別するために当社が定める番号をいいます。以下同じとします。）を付与します。
- 5 前4項で定めるほか契約者回線群の取り扱いについて、料金表第1表（KDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービスの料金）に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

（契約者回線群の変更等）

第23条 契約者（回線群代表者を除きます。）は、現に所属する契約者回線群から他の契約者回線群へ、契約者回線群の変更の請求を行うことができます。

- 2 前項の請求があったときは、当社は、第22条（契約者回線群の設定）の規定に準じて取り扱います。この場合における契約者回線群識別番号は、変更後の契約者回線群に対応するものとします。
- 3 契約者は、その契約者回線群に所属する他の全ての契約者の承認をもって、回線群代表者を同一の契約者回線群に所属する他の契約者に変更することができます。

（契約者回線群の廃止）

第24条 当社は、次の場合には、契約者回線群を廃止します。

- （1）回線群代表者から、その契約者回線群の廃止の請求があったとき。
- （2）回線群代表者に係る契約者回線について、契約の解除があった場合であって、第23条（契約者回線群の変更等）第3項に規定する回線群代表者の変更の請求がないとき。
- （3）その契約者回線群に所属する契約者回線がなくなったとき。

第6章 端末設備の提供等

（端末設備の提供）

第25条 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者回線について料金表に定めるところにより端末設備を提供します。

2 前項の請求があったときは、第11条（KDDI AreaEthernet ライト（CTC）契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

（端末設備の移転）

第26条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

2 前項の請求があったときは、第11条（KDDI AreaEthernet ライト（CTC）契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

（端末設備の利用の一時中断）

第27条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断（その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

2 前項の請求があったときは、第11条（KDDI AreaEthernet ライト（CTC）契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

第7章 回線相互接続

(当社又は他社の電気通信回線の接続)

第28条 契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面をKD DI AreaEthernet ライト (CTC) サービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

第8章 利用中止等

(利用中止)

第29条 当社は、次の場合には、KDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第31条 (通信利用の制限等) の規定により、通信利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定によりKDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第30条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間 (そのKDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービスの料金その他の債務 (この約款の規定により、支払いを要することとなったKDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。) を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、そのKDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 第47条 (利用に係る契約者の義務) 又は第48条 (他人に使用させる場合の契約者の義務) の規定に違反したとき。
- (3) 当社の承諾を得ずに、契約者回線に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- (4) 契約者回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線から取りはずさなかったとき。

2 当社は、前項の規定によりKDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

第9章 通信等

(通信利用の制限等)

第31条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、契約者回線に係る通信について、次に掲げる機関に設置されている契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りません。）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給に直接関係がある機関
水道の供給に直接関係がある機関
ガスの供給に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記10に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

- 2 通信が著しくふくそうしたとき、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3 契約者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、通信の利用を制限することがあります。

第10章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第32条 当社が提供するKDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービスの料金は、料金表第1表 (KDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービスの料金) に定めるところによります。

2 当社が提供するKDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービスの工事に関する費用は、工事費、線路設置費及び設備費とし、料金表第2表 (工事に関する費用) に定めるところによります。

(注) 本条第1項に規定する料金は、当社が提供するKDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービスの態様に応じて、回線使用料、加算額及び減算額を合算したものとします。

第2節 料金等の支払義務

(定額利用料の支払義務)

第33条 契約者は、そのKDDI AreaEthernet ライト (CTC) 契約に基づいて当社がKDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービスの提供を開始した日から起算して契約の解除があった日の前日までの期間 (提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、1日間とします。) について、定額利用料 (料金表第1表 (KDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービスの料金) に規定する料金のうち、定額料金であることをいいます。以下同じとします。) の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりKDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 次の場合が生じたときは、契約者は、その期間中の定額利用料の支払いを要します。

ア 利用の一時中断をしたとき。

イ 利用停止があったとき。

(2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の表に規定する場合を除いて、KDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービスを利用できなかった期間中の定額利用料の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、そのKDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービスを全く利用できない状態 (その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。) が生じた場合 (2欄から3欄までに該当する場合によりその状態が生じた場合を除きます。) に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間 (この表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。) に対応するそのKDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービス (そのKDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。) についての定額利用料

以上その状態が連続したとき。	
2 当社の故意又は重大な過失によりそのKDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのKDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービス（そのKDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）についての定額利用料
3 契約者回線の移転若しくは端末設備の移転に伴って、KDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービスを利用できなくなった期間が生じたとき（契約者の都合によりKDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。）。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのKDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービス（そのKDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。）についての定額利用料

- 3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（工事費の支払義務）

第34条 契約者は、KDDI AreaEthernet ライト (CTC) 契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第1（工事費）に規定する工事費を支払っていただきます。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（線路設置費の支払義務）

第35条 契約者は、次の場合には、料金表第2表第2（線路設置費）に規定する線路設置費を支払っていただきます。

ただし、契約者回線の設置等の工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があった場合は、この限りではありません。この場合、既に線路設置費が支払われているときは、当社は、その線路設置費を返還します。

- （1）契約者回線の終端が区域外（收容区域のうち加入区域以外のものをいいます。以下同じとします。）となるKDDI AreaEthernet ライト (CTC) 契約の申込みをし、その承諾を受けたとき。

- (2) 契約者回線の終端が区域外にある契約者回線について、その種類及び品目等の変更の請求をし、その承諾を受けたとき。
- (3) 移転後の契約者回線の終端が区域外となる契約者回線の移転（移転後の契約者回線の終端が移転前の契約者回線の終端と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内となるものを除きます。）の請求をし、その承諾を受けたとき。
- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（区域外における契約者回線の新設の工事に限ります。）の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（設備費の支払義務）

第36条 契約者は、特別な電気通信設備の新設等を要するKDDI AreaEthernet ライト（GT C）契約の申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第3（設備費）に規定する設備費を支払っていただきます。

ただし、契約者回線の設備等の工事の着手前に解除等があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（解除等を行う前に設備費の支払いを要することとなっている部分に限ります。）の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算等

（料金の計算方法等）

第37条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払い方法は、料金表通則に定めるところによります。

（料金等支払いの連帯責任）

第38条 共同契約を締結している各契約者は、契約者が支払うべき料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務の支払いについて、連帯して責任を負っていただきます。

第4節 割増金及び遅延損害金

（割増金）

第39条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(遅延損害金)

第40条 契約者は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの日数について、年10%の割合で計算して得た額を遅延損害金として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から計算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第11章 保守

(契約者の維持責任)

第41条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第42条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合であって、契約者回線等を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、KDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービス取扱局において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
- 3 当社は、契約者の事由による場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣し作業を行った場合は、契約者に料金表第3表（保守作業（有料サポート）に関する費用）に定める費用を支払っていただきます。

(修理又は復旧の順位)

第43条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第29条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りま

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの 防衛に直接関係がある機関に設置されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
2	水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記10に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的にそのKDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービスに係る電気通信設備を変更することがあります。

第12章 損害賠償

（責任の制限）

- 第44条 当社は、KDDI AreaEthernet ライト（CTC）サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのKDDI AreaEthernet ライト（CTC）サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、第33条（定額利用料の支払義務）第2項第2号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
- 2 前項の場合において、当社は、KDDI AreaEthernet ライト（CTC）サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（第33条第2項第2号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。以下この条において同じとします。）に対応するそのKDDI AreaEthernet ライト（CTC）サービスに係る料金額（この約款の規定により当社が定める定額利用料の額（そのKDDI AreaEthernet ライト（CTC）サービスの一部を全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額）に限ります。）を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
- 3 当社の故意又は重大な過失によりKDDI AreaEthernet ライト（CTC）サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

（免責）

- 第45条 当社は、KDDI AreaEthernet ライト（CTC）サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
- 2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。
- ただし、端末設備等の接続の技術的条件（以下この条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（KDDI AreaEthernet ライト（CTC）サービス取扱局に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第13章 雑則

(承諾の限界)

第46条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした契約者に通知します。

ただし、この約款に別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第47条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社がKDDI AreaEthernet ライト (CTC) 契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは破損し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がKDDI AreaEthernet ライト (CTC) 契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(4) 当社がKDDI AreaEthernet ライト (CTC) 契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

(5) 違法に、又は公序良俗に反する態様で、KDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービスを利用しないこと。

なお、当社が別に定める禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があるものとみなします。

2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(他人に使用させる場合の契約者の義務)

第48条 契約者は、当社がKDDI AreaEthernet ライト (CTC) 契約に基づき設置した電気通信設備を契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

(1) 契約者は、前条の規定の適用については、善良の管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、当社がKDDI AreaEthernet ライト (CTC) 契約に基づき設置した電気通信設備を使用する者の行為についても、当社に対し責任を負っていただきます。

(2) 契約者は、当社がKDDI AreaEthernet ライト (CTC) 契約に基づき設置した電気通信設備に関する料金又は工事に関する費用のうち、その設備を使用する者の使用によるものについても、当社に対して支払いの責任を負っていただきます。

(3) 契約者は、当社が別に定める事項について、その契約者回線に接続する自営端末設備又は自営電気通信設備のうち、その契約者回線を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負っていただきます。

(注) 本条第3号に規定する当社が別に定める事項は、次に掲げる約款の規定の適用とします。

ア 第41条 (契約者の維持責任)

イ 第42条 (契約者の切分責任)

ウ 別記5 (自営端末設備の接続)

エ 別記6 (自営端末設備に異常がある場合等の検査)

オ 別記7 (自営電気通信設備の接続)

カ 別記8 (自営電気通信設備に異常がある場合等の検査)

(契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等)

第49条 契約者からの契約者回線等及び端末設備の設置場所の提供等については、別記4に定めるところによります。

(技術的事項及び技術資料の閲覧)

第50条 KDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービスにおける基本的な技術的事項は、別表のとおりとします。

2 当社は、当社が指定するKDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービス取扱所において、KDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービスを利用するうえで参考となる別記11の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(法令に規定する事項)

第51条 KDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記5から9に定めるところによります。

(閲覧)

第52条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

(附帯サービス)

第53条 KDDI Area Ethernetライト (CTC) サービスに関する附帯サービスの取り扱いについては、別記12及び13に定めるところによります。

別 記

1 KDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービスの提供区域等

(1) KDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービスは、次に掲げる区域において提供します。

KDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービスの提供区域
中部テレコミュニケーション株式会社の契約約款に定める提供区域 (KDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービスに相当するものに係るものに限ります。) と同じとします。

(2) 当社のKDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービスの提供区間は、契約者回線の終端相互間とします。

2 契約者の地位の承継

(1) 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えてKDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービス取扱所に通知していただきます。

(2) 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを通知していただきます。これを変更したときも同様とします。

(3) 当社は、(2)の規定による代表者の通知があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 契約者の氏名等の変更

(1) 契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことをすみやかに契約事務を行うKDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービス取扱所に届け出ていただきます。

(2) 当社は、(1)の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

(3) 契約者が(1)の届出を怠ったとき又は事実と異なる届出を行ったときは、当社がこの約款に規定する通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

4 契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等

(1) KDDI AreaEthernet ライト (CTC) 契約に係る契約者回線の終端のある構内 (これに準ずる区域内を含みます。) 又は建物内において、当社が契約者回線及び端末設備を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。

(2) 当社は、契約者から要請があったときは、当社が別に定めるところによりその契約者回線及び端末設備の設置場所を提供することがあります。

(3) 契約者は、契約者回線の終端のある構内 (これに準ずる区域内を含みます。) 又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

5 自営端末設備の接続

(1) 契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、技術基準等に適合することについて登録認定機関 (

事業法施行規則第32条第1項第5号に基づき総務大臣の登録を受けた者をいいます。以下同じとします。)の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が、事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
 - (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
 - (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
 - (5) 契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1)から(4)の規定に準じて取り扱います。
- (1) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

6 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。

この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められない(1)ときは、契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。

7 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項を記載した当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
 - (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。
 - (3) 当社は、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
 - (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
 - (5) 契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(4)の規定4に準じて取り扱います。
- (4) 契約者は、その契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記6（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

9 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

10 新聞社等の基準

用語	用語の意味
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 （1）政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 （2）発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

11 技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件 (1) 物理的条件 (2) 電気的条件 (3) 論理的条件
--

12 調査報告書の作成

- (1) 当社は、料金表第4表（保守作業（有料サポート）に関する費用）に定める作業を行った場合に、契約者から請求があったときには、調査作業等の報告書を作成します。
- (2) (1)の場合、契約者は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する費用を支払っていただきます。

13 支払証明書の発行

- (1) 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者に係るKDDI Area Ethernetライト(CTC)サービスの支払証明書を発行します。
- (2) 契約者は、(1)の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第4表（附帯サービスに関する料金）に規定する手数料の支払いを要します。

料金表 通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、契約者がそのKDDI AreaEthernet ライト (CTC) 契約に基づいて支払う料金を暦月に従って計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められる料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 暦月の初日以外の日にはKDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービスの提供の開始があったとき。
 - (2) 暦月の初日以外の日にはKDDI AreaEthernet ライト (CTC) 契約の解除があったとき。
 - (3) 暦月の初日にKDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービスの提供の開始を行い、その日にそのKDDI AreaEthernet ライト (CTC) 契約の解除があったとき。(8) 暦月の初日以外の日にはKDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービスの種類及び品目等の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (4) 第33条（定額利用料の支払義務）第2項第2号の表の規定に該当するとき。
- 3 2の規定による月額料金の日割は暦日数により行います。

(端数処理)

- 4 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 5 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定するKDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 6 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金等の一括後払い)

- 7 当社は、当社に特別の事情がある場合は、5及び6の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て、2か月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 8 当社は、料金又は工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 8に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

- 9 第33条（定額利用料の支払義務）から第36条（設備費の支払義務）までの規定その他この約款の規定により、支払いを要するものとされている料金又は工事に関する費用の額は、この約款に定める税抜価格（消費税相当額を含まない価格をいいます。以下同じとしま

す。)に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金等の臨時減免)

10 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のKDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことをお知らせします。

(実費の算定方法)

11 当社は、この約款に規定する加算額及び設備費のうち別に算定する実費は、次のとおりとします。

(1) 加算額

ア 回収すべき金額(年額)は、次の各項目の合計額とします。

- ① 営業費：創設費×営業费率
- ② 諸税：創設費×諸税率
- ③ 報酬：創設費×報酬額率

イ 収納すべき料金額(月額)は、(1)の方法により算定した回収すべき金額(年額)の12分の1の額とします。

(2) 設備費

設備費の額＝物品費＋取付費＋間接費

項目	区分	算定方法	
物品費	――	購入価格	
取付費	ア 労務費	1時間当り人件費単金×延労働時間	左記のア、イの合計額
	イ 消耗品費	消耗品価格に消耗品の調達に要する費用を加えたもの	
間接費	――	当該工事に係る物品費及び取付費以外に要する全ての経費(ガソリン代、車両の維持費、測定器等の損料、管理費等)	

(料金等の請求)

12 KDDI Area Ethernet ライト (CTC) サービスに係る料金その他の債務の請求については、この約款、当社の「WEB de 請求書ご利用規約」又は当社の「KDDI まとめて請求に係る取扱い規約」のほか、当社が別に定めるところによります。

第1表 KDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービスの料金

1 適用

KDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービスの料金の適用については、第33条（定額利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容												
(1) 収容区域及び加入区域の設定	<p>ア 当社は、KDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービス取扱局に契約者回線を収容する区域（以下「収容区域」といいます。）及びその収容区域のうち、特別な料金（線路設置費及び線路に関する加算額）の支払いを必要としないでKDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービスを提供する区域（以下「加入区域」といいます。）を定めます。</p> <p>イ 収容区域及び加入区域は、行政区画、その地域の社会的、経済的、地理的条件、需要動向及び当社の電気通信設備の状況等を考慮して設定します。</p>												
(2) 品目に係る料金の適用	<p>ア 当社は、KDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービスの料金額を適用するにあたって、次表のとおり品目を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100Mb/s</td> <td>最大100Mb/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td>1Gb/s</td> <td>最大1Gb/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table>	品 目	内 容	100Mb/s	最大100Mb/sの符号伝送が可能なもの	1Gb/s	最大1Gb/sの符号伝送が可能なもの						
品 目	内 容												
100Mb/s	最大100Mb/sの符号伝送が可能なもの												
1Gb/s	最大1Gb/sの符号伝送が可能なもの												
(3) 細目に係る料金の適用	<p>ア 当社は、KDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービスの料金額を適用するにあたって、次表のとおりエリア区分による細目を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エリアAのもの</td> <td>当社が別に定める区域内に契約者回線が終端するもの</td> </tr> <tr> <td>エリアBのもの</td> <td>エリアAのもの以外のもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 当社は、KDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービスの料金額を適用するにあたって、次表のとおりメニューによる細目を定めます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メニュー1 (優先取扱なし)</td> <td>メニュー2以外のもの</td> </tr> <tr> <td>メニュー2 (優先取扱あり)</td> <td>契約者の通信について、優先して伝送交換するもの</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 1の契約者回線群に所属する契約者回線に係る全ての契約者は、同一のメニューを選択していただきます。</p> <p>2 メニュー2は100Mb/sの品目に限り提供します。</p>	区 別	内 容	エリアAのもの	当社が別に定める区域内に契約者回線が終端するもの	エリアBのもの	エリアAのもの以外のもの	区 別	内 容	メニュー1 (優先取扱なし)	メニュー2以外のもの	メニュー2 (優先取扱あり)	契約者の通信について、優先して伝送交換するもの
区 別	内 容												
エリアAのもの	当社が別に定める区域内に契約者回線が終端するもの												
エリアBのもの	エリアAのもの以外のもの												
区 別	内 容												
メニュー1 (優先取扱なし)	メニュー2以外のもの												
メニュー2 (優先取扱あり)	契約者の通信について、優先して伝送交換するもの												

<p>(4) 最低利用期間内に契約の解除等があった場合の料金の適用</p>	<p>ア KDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービスには、異経路によるものを除いて最低利用期間があります。</p> <p>イ 契約者は、最低利用期間内に次表左欄に定める事由があった場合は、第33条 (定額利用料の支払義務) 及び料金表通則1から3までの規定にかかわらず、次表に定める料金の額に消費税相当額を加算した額について、当社が定める期日までにを一括して支払っていただきます。</p> <table border="1" data-bbox="475 510 1302 723"> <thead> <tr> <th data-bbox="475 510 979 595">区 分</th> <th data-bbox="979 510 1302 595">支払を要する料金の額 (税抜価格)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="475 595 979 723">KDDI AreaEthernet ライト (CTC) 契約の解除があった場合</td> <td data-bbox="979 595 1302 723">残余の期間に対応する回線使用料の基本料に相当する額</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	支払を要する料金の額 (税抜価格)	KDDI AreaEthernet ライト (CTC) 契約の解除があった場合	残余の期間に対応する回線使用料の基本料に相当する額
区 分	支払を要する料金の額 (税抜価格)				
KDDI AreaEthernet ライト (CTC) 契約の解除があった場合	残余の期間に対応する回線使用料の基本料に相当する額				
<p>(5) 契約者回線の終端が区域外にある場合の加算額の適用</p>	<p>ア その契約者回線が収容されているKDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービス取扱局の加入区域を超える地点から引込柱 (契約者回線の終端に最も近い距離にある電柱 (ケーブル引込みの場合は配線盤) をいいます。以下同じとします。) までの線路 (以下「区域外線路」といいます。) について、区域外線路の加算額を適用します。</p> <p>イ 加入区域の設定・変更、加入契約回線等の移転等により区域外線路の変更があったときは、加算額を再算定します。</p> <p>ウ その契約者回線が異経路 ((6)の「異経路の線路」の部分に限ります。) によるものであるときは、前ア、イの規定は適用しません。</p>				
<p>(6) 異経路による契約者回線の加算額の適用</p>	<p>ア 契約者回線の終端が直接収容されているKDDI AreaEthernet ライト (CTC) サービス取扱局の収容区域を超える地点から引込柱までの線路 (以下「異経路の線路」といいます。) について、異経路の線路の加算額を適用します。</p> <p>イ 異経路の線路に係る加算額については、耐用年数を経過したときは、再算定します。</p>				
<p>(7) 特別電気通信設備の加算額の適用</p>	<p>契約者回線において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合に、特別電気通信設備の加算額を適用します。</p>				
<p>(8) 回線終端装置の加算額の適用</p>	<p>回線終端装置の使用料は、回線使用料の基本料に含まれます。</p>				
<p>(9) 配線設備の加算額の適用</p>	<p>配線設備の使用料は、回線使用料の基本料に含まれます。</p>				
<p>(10) 復旧等に伴い契約者回線の経路を変更した場合の料金の適用</p>	<p>故障又は滅失した契約者回線の修理又は復旧をする場合に一時的にその経路を変更した場合の回線使用料 (区域外線路に関する加算額を含みます。) は、その契約者回線を変更前の経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。</p>				

2 料金額

2-1 回線使用料

(1) 基本料

① エリアAのもの

1の契約者回線ごとに月額

品目	メニューによる区分	料金額 (税抜価格)
100Mb/s	メニュー1 (優先取扱なし)	19,800円
	メニュー2 (優先取扱あり)	26,800円
1Gb/s	メニュー1 (優先取扱なし)	98,000円

② エリアBのもの

1の契約者回線ごとに月額

品目	メニューによる区分	料金額 (税抜価格)
100Mb/s	メニュー1 (優先取扱なし)	34,800円
	メニュー2 (優先取扱あり)	41,800円
1Gb/s	メニュー1 (優先取扱なし)	113,000円

2-2 加算額

月額

料金種別	区 分	単 位	料金額 (税抜価格)
ア 区域外線路使用料	光配線の場合	区域外線路100mまでごとに	1,000円
イ 異経路の線路	—	—	別に算定する実費
ウ 特別電気通信設備使用料	—	—	別に算定する実費

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

工事費の適用については、第34条（工事費の支払い義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容												
(1) 工事費の適用	ア 工事費は、工事を要することとなる契約者回線、配線設備、付加機能、端末設備及びKDDI AreaEthernet ライト（CTC）サービス取扱局において、1の工事ごとに適用します。												
(2) 移転の場合の工事費の適用	移転の場合の工事費は、移転先の取付けに関する工事について適用します。												
(3) 工事の適用区分	<p>工事の区分は次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 基本工事</td> <td>契約者回線の設置又は移転の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>(イ) 配線設備に係る工事</td> <td>契約者回線等の設置、移転又は取替の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>(ウ) 端末設備に係る工事</td> <td>端末設備の設置、移転又は取替の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>(エ) 回線設定等に係る工事</td> <td>契約者回線の設置、品目及び細目等の変更又は移転の際に、KDDI AreaEthernet ライト（CTC）サービス取扱局の交換機及び主配線盤等において工事を要する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>(オ) 利用の一時中断等に係る工事</td> <td>契約者回線及び端末設備の利用の一時中断、利用休止又は再利用を行う場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分	適 用	(ア) 基本工事	契約者回線の設置又は移転の場合に適用します。	(イ) 配線設備に係る工事	契約者回線等の設置、移転又は取替の場合に適用します。	(ウ) 端末設備に係る工事	端末設備の設置、移転又は取替の場合に適用します。	(エ) 回線設定等に係る工事	契約者回線の設置、品目及び細目等の変更又は移転の際に、KDDI AreaEthernet ライト（CTC）サービス取扱局の交換機及び主配線盤等において工事を要する場合に適用します。	(オ) 利用の一時中断等に係る工事	契約者回線及び端末設備の利用の一時中断、利用休止又は再利用を行う場合に適用します。
工事の区分	適 用												
(ア) 基本工事	契約者回線の設置又は移転の場合に適用します。												
(イ) 配線設備に係る工事	契約者回線等の設置、移転又は取替の場合に適用します。												
(ウ) 端末設備に係る工事	端末設備の設置、移転又は取替の場合に適用します。												
(エ) 回線設定等に係る工事	契約者回線の設置、品目及び細目等の変更又は移転の際に、KDDI AreaEthernet ライト（CTC）サービス取扱局の交換機及び主配線盤等において工事を要する場合に適用します。												
(オ) 利用の一時中断等に係る工事	契約者回線及び端末設備の利用の一時中断、利用休止又は再利用を行う場合に適用します。												

2 工事費の額

工 事 の 種 類	単 位	工事費の額 (税抜価格)
基本工事	1の工事ごとに	24,500円
配線設備に係る工事	1の工事ごとに	12,000円
端末設備に係る工事	1の工事ごとに	8,000円
回線設定等に係る工事	1の工事ごとに	5,500円
利用の一時中断に係る工事	1の工事ごとに	5,000円

第2 線路設置費

1 適用

線路設置費の適用については、第35条（線路設置費の支払い義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容										
(1) 線路設置費の適用	<p>ア 線路設置費は、区域外線路（異経路による設備費の支払いを要することとなる部分を除きます。）について適用します。</p> <p>イ 移転後の契約者回線の終端が区域外となる場合であって、移転前の区域外線路の一部を使用するときは、その部分を除いた区域外線路の部分に限り線路設置費を適用します。</p>										
(2) 線路設置費の差額負担	<p>ア 契約者が現に利用している当社の電気通信サービスに係る契約を解除すると同時に、新たにKDDI AreaEthernet ライト（CTC）契約を締結して、その場所でKDDI AreaEthernet ライト（CTC）サービスの提供を受ける場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。</p> <p>ただし、区域外線路の新設の工事を要するときは、この差額負担の規定は適用しません。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> 新たに提供を受けるKDDI AreaEthernet ライト（CTC）サービスの線路設置費の額 </td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">-</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> 解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額 </td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">=</td> <td style="width: 24%; padding: 5px;"> 線路設置費の額（残額があるときに限ります。） </td> </tr> </table> <p>イ KDDI AreaEthernet ライト（CTC）サービスの種類及び品目等の変更の場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> 変更後の契約者回線を新設するときの線路設置費の額 </td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">-</td> <td style="width: 33%; padding: 5px;"> 変更前の契約者回線を新設するときの線路設置費の額 </td> <td style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">=</td> <td style="width: 24%; padding: 5px;"> 線路設置費の額（残額があるときに限ります。） </td> </tr> </table>	新たに提供を受けるKDDI AreaEthernet ライト（CTC）サービスの線路設置費の額	-	解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額	=	線路設置費の額（残額があるときに限ります。）	変更後の契約者回線を新設するときの線路設置費の額	-	変更前の契約者回線を新設するときの線路設置費の額	=	線路設置費の額（残額があるときに限ります。）
新たに提供を受けるKDDI AreaEthernet ライト（CTC）サービスの線路設置費の額	-	解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額	=	線路設置費の額（残額があるときに限ります。）							
変更後の契約者回線を新設するときの線路設置費の額	-	変更前の契約者回線を新設するときの線路設置費の額	=	線路設置費の額（残額があるときに限ります。）							

2 線路設置費の額

1の契約者回線につき区域外線路100mまでごとに

区 分	線路設置費の額（税抜価格）
	光配線の場合
線路設置費	88,000円

第3 設備費

1 適用

設備費の適用については、第36条（設備費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
設備費の適用	設備費は、次の設備について適用します。 ア 異経路の線路の部分 イ 特別な電気通信設備の部分

2 設備費の額

設備費の額	別に算定する実費
備考	別に算定する実費の算定方法については、当社が指定するKDDI AreaEthernet ライト（CTC）サービス取扱所において閲覧に供します。

第3表 保守作業（有料サポート）に関する費用

1 適用

保守作業（有料サポート）に関する費用の適用については、第42条（契約者の切分責任）第3項の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容						
(1) 保守作業（有料サポート）に関する費用の適用	<p>ア 保守作業（有料サポート）に関する費用は、契約者から第42条（契約者の切分責任）第3項及び第4項に係る請求等があったときに、当社が行う1の作業ごとに適用します。</p> <p>イ 当社は、契約者から保守作業（有料サポート）の請求があった場合、当社の都合により作業の実施までに時間を要する場合があります。</p>						
(2) 保守作業（有料サポート）の適用区分	<p>作業の区分は次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作業の区分</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(ア) 基本出向</td> <td>当社の係員が契約者回線を終端する場所等に出向し、当社の提供する装置の交換作業や、簡易な調査作業等を行う場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>(イ) 上記以外の作業</td> <td>(ア)以外の作業を行う場合に適用します</td> </tr> </tbody> </table>	作業の区分	適 用	(ア) 基本出向	当社の係員が契約者回線を終端する場所等に出向し、当社の提供する装置の交換作業や、簡易な調査作業等を行う場合に適用します。	(イ) 上記以外の作業	(ア)以外の作業を行う場合に適用します
作業の区分	適 用						
(ア) 基本出向	当社の係員が契約者回線を終端する場所等に出向し、当社の提供する装置の交換作業や、簡易な調査作業等を行う場合に適用します。						
(イ) 上記以外の作業	(ア)以外の作業を行う場合に適用します						
備考	作業時間帯の適用は、当社の係員が移動を含む作業を開始した時刻によります。						

2 費用の額

区 分	単 位	料金額（税抜価格）	
		作業時間帯	
基本出向	1の作業ごとに	当社営業時間内	16,000円
		当社営業時間外	24,000円
上記以外の作業	1の作業ごとに	当社が作業に要した実費	

第4表 附帯サービスに関する料金

第1 支払証明書の発行手数料

1 適用

支払証明書の発行手数料の適用については、別記13（支払証明書の発行）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
(1) 支払証明書の発行手数料の適用	契約者は、2（料金額）の規定にかかわらず、当社が別に定める頻度又は態様等により支払証明書の発行の請求を行った場合を除き、支払証明書発行手数料の支払いを要しません。

2 料金額

区 分	単 位	料金額（税抜価格）

支払証明書発行手数料	支払証明書の発行1回ごとに	400 円
備考		
1 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。		

別表 基本的な技術的事項

契約者回線に関するもの

品 目	物 理 的 条 件	相 互 接 続 回 路
100Mb/s	8ピンモジュラーコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3 100BASE-TX準拠
1Gb/s	LC形単心光ファイバコネクタ (IEC規格 61754-20準拠) GI形光ファイバケーブル (JIS規格 C6832のSGI-50/125 及びSGI-62.5/125準拠)	IEEE802.3z 1000BASE-SX 準拠
	LC形単心光ファイバコネクタ (IEC規格 61754-20準拠) SM形光ファイバケーブル (JIS規格 C6835のSSMA-10/12 5準拠)	IEEE802.3z 1000BASE-LX 準拠
	8ピンモジュラーコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3ab 1000BASE-T 準拠

附 則

(実施期日)

この約款は、平成20年10月1日から施行します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成21年2月1日から施行します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年8月1日から施行します。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成22年10月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成23年8月31日までの間に、支払証明書の発行の請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、別記13の(2)の規定にかかわらず、その請求に係る料金表第4表(附帯サービスに関する料金)に規定する支払証明書発行手数料の支払いを要しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成23年2月1日から施行します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年9月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成24年3月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成25年4月1日から施行します。

附 則

(実施期日)

1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成28年5月21日から実施します。